

72	240,600	258,500	288,000	309,300
73	240,900	259,300	289,000	309,900
74	241,300	259,900	290,000	310,600
75	241,700	260,700	290,900	311,300
76	242,100	261,400	291,800	311,800
77	242,500	262,100	292,700	312,300
78	243,000	262,800	293,600	312,700
79	243,500	263,700	294,400	313,200
80	243,800	264,400	295,400	313,600
81	244,200	264,800	296,100	314,100
82	244,500	265,500	296,900	314,500
83	245,000	266,300	297,700	314,900
84	245,400	266,900	298,500	315,300
85	245,700	267,600	299,300	315,700
86	246,000	268,300	299,900	316,000
87	246,500	269,200	300,600	316,500

88	246,900	270,000	301,300	316,900
89	247,200	270,700	301,800	317,200
90	247,600	271,600	302,300	317,600
91	248,000	272,400	302,800	317,800
92	248,500	273,200	303,300	318,100
93	248,900	273,900	303,600	318,600
94	249,200	274,500	303,900	319,000
95	249,600	275,100	304,300	319,400
96	250,100	275,600	304,700	319,800
97	250,600	276,000	305,100	320,300
98	251,000	276,200	305,400	320,700
99	251,400	276,600	305,800	321,100
100	251,900	277,100	306,200	321,500
101	252,200	277,500	306,400	322,000
102	252,600	277,900	306,800	322,400
103	252,900	278,400	307,100	322,800

104	253,300	278,800	307,300	323,200
105	253,600	279,100	307,700	323,700
106	253,900	279,600	308,100	324,100
107	254,300	280,000	308,500	324,500
108	254,500	280,400	308,900	324,900
109	254,700	280,700	309,300	325,400
110	254,900	281,000	309,800	
111	255,100	281,200	310,200	
112	255,400	281,500	310,500	
113	255,600	281,700	310,800	
114	255,800	282,100	311,200	
115	256,000	282,300	311,600	
116	256,200	282,600	312,000	
117	256,400	282,700	312,300	
118	256,600	283,000	312,700	
119	256,900	283,200	313,200	

120	257, 100	283, 400	313, 600
121	257, 400	283, 600	313, 800
122	257, 600	283, 800	314, 200
123	257, 900	284, 100	314, 700
124	258, 100	284, 300	315, 100
125	258, 300	284, 500	315, 300
126	258, 400	284, 700	
127	258, 700	285, 000	
128	259, 000	285, 100	
129	259, 200	285, 300	
130	259, 400	285, 500	
131	259, 700	285, 700	
132	260, 000	285, 900	
133	260, 200	286, 100	
134	260, 400	286, 500	
135	260, 700	286, 800	

136	260,900	287,100
137	261,100	287,400
138	261,300	287,700
139	261,600	288,000
140	261,800	288,400
141	262,000	288,600
142	262,300	289,000
143	262,600	289,200
144	262,800	289,500
145	263,000	289,800
146	263,200	290,100
147	263,400	290,500
148	263,700	290,800
149	263,800	291,000
150	264,000	291,400
151	264,300	291,700

152		264, 500	292, 000
153		264, 800	292, 300
154		265, 000	292, 600
155		265, 200	293, 000
156		265, 400	293, 300
157		265, 700	293, 500

備考 この表は、給与条例別表第5ウの適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

(職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正	後	前
(高齢者部分休業)		
第3条 略		(高齢者部分休業)
2 略		第3条 略
3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、 <u>50</u> 歳とする。		2 略
		3 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、 <u>55</u> 歳とする。

<p>(休業の承認の取消し等)</p> <p>第5条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(1) <u>修学部分休業をしている職員が当該修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>修学部分休業をしている職員が、正当な理由がなく当該修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u></p> <p>(3) <u>修学部分休業をしている職員が、当該職員が著しく困難となった場合で当該職員の同意を得ずることを著しく困難とした場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮することができる。</p>	<p>(休業の承認の取消し)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。</u></p> <p>(2) <u>正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>2 任命権者は、<u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は</u></p>
--	---

<p>(1) <u>高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。</u></p> <p>(2) <u>高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消し又は勤務しない時間の短縮の申請があった場合であって、当該高齢者部分休業を取り消し、又は勤務しない時間を短縮したとしても、公務の運営に支障がないと認めるとき。</u></p>	<p><u>勤務しない時間を短縮するものとする。</u></p>
<p>(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p>	<p>改 正 後</p> <p>改 正 前</p> <p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p>

<p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業(50歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業(55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第5条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(給与の減額等)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(給与の減額等)</p>

<p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業 (55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業 (50歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改</p> <p>正</p> <p>後</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>

<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業 (50歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 高齢者部分休業 (55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	

議案第68号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(特殊勤務手当の種類)			(特殊勤務手当の種類)		

<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱等業務手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱等業務手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱等業務手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員が原子力発電所の立入調査（人事委員会が定めるものに限る。）に従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号及び<u>第4号</u>の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p>	<p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>放射線取扱手当</u></p> <p>(5)～(23) 略</p> <p><u>(放射線取扱手当)</u></p> <p>第6条 <u>放射線取扱手当</u>は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき300円</p>
--	---

<p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</p> <p><u>（当該勤務の前の当該月におけるこの号及び次号の勤務の回数</u> <u>の合計（次号において「既勤務回数」という。）が8以上であ</u> <u>る場合にあっては、4,150円）</u></p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 <u>（既勤務回数が8以上である場合にあっては、3,700</u> <u>円）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(夜間看護手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（同項の看護師及び准看護師以外の職員のうち人事委員会が定める職員にあっては、当該額の100分の80に相当する額）とする。</p> <p>(1) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</p> <p>(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円</p> <p>(3) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第69号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数)	(定数)

<p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>2,839人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,829人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</p> <p><u>2,225人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>190人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>47人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,940人</u></p> <p>2 略</p>	<p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事事務部局の職員 <u>2,837人</u></p> <p>ア 一般会計支弁に係る職員 <u>2,827人</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</p> <p><u>2,226人</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ アに掲げる職員以外の職員 <u>191人</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) 企業局の職員 <u>48人</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県費負担教職員 <u>3,978人</u></p> <p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

議案第70号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(設置)	(設置)

<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部</u>を置く。</p> <p><u>人口戦略推進本部</u></p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p>	<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p><u>政策統轄総局</u></p> <p>令和の改新戦略本部</p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>男女協働未来創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p>
--	---

<p>(<u>人口戦略推進本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>人口戦略推進本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>産業集積の形成及び活性化に関する総合的な施策の調整に関する事項</u></p>	<p>(<u>政策統轄総局の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>政策統轄総局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県民生活に多大な影響を及ぼす喫緊の課題その他の県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p>
<p>(<u>令和の改新戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>県政推進上の重要政策の統轄、総合調整及び調査研究に関する事項</u></p>	<p>(<u>令和の改新戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第4条 令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和の改新の推進に関する事項</u></p>

<p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>県民の社会参加活動の推進に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) その他の<u>部の所掌</u>に属しない事項</p> <p>(政策統轄監)</p> <p>第16条 <u>人口戦略推進本部</u>を所掌させるとともに、<u>各部</u>の政策を統轄し、<u>官民の協働</u>により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、<u>政策統轄監</u>を置く。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第7条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) その他の<u>部局の所掌</u>に属しない事項</p> <p>(政策統轄監)</p> <p>第16条 <u>政策統轄総局</u>を所掌させるとともに、<u>各部局</u>の政策を統轄し、<u>官民の協働</u>により喫緊の行政課題に機動的に対応するため、<u>政策統轄監</u>を置く。</p> <p>2～5 略</p>
--	---

<p><u>(部長)</u></p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部</u>にそれぞれその長（以下「<u>部長</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部長</u>は、前項の事務を処理するとともに、<u>部</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(<u>部</u>以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>(部局長)</u></p> <p>第17条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>部局</u>にそれぞれその長（以下「<u>部局長</u>」という。）を置く。</p> <p>2 <u>部局長</u>は、前項の事務を処理するとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。</p> <p>(<u>部局</u>以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第18条 第2条の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び建設事業の評価に関する事項を分掌させるため、会計管理部を<u>部局</u>の外に置く。</p> <p>2・3 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。